「第4回高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会」

開催日時：令和元年9月13日（金）13：30～

委員氏名：川本哲郎、笹岡貴文、田村壮児、田村裕、中島香織、廣瀨真理、山﨑正雄

（司会からの説明）

**委員長**

　本日の会では事務局からパブリックコメントと、高知県犯罪被害者等支援条例案の報告と、高知県犯罪被害者等支援指針策定に向けた体制・スケジュール（案）の提示を行うことになっている。

　議題（1）「パブリックコメントについて」、そして議題（2）「高知県犯罪被害者等支援条例案について」に関して、資料1「高知県犯罪被害者等支援条例骨子（案）」へのご意見に対する県の考え方及び資料2「高知県犯罪被害者等支援条例（案）」について事務局から説明願う。

（事務局からの説明）

**委員長**

私から補足すると、非常にパブリックコメントが多かったと思う。他の県では一桁のところもあるので、かなり熱心に県民の皆さんからご意見を寄せていただいたと思う。

事務局からの説明ではパブリックコメントを参考にして訂正をした箇所の説明を中心にしていただいたが、「もう少し詳しく書いたほうがいいのではないのか」という意見が多かったのに対し、「条例案ではそれほど詳しく書かず、そのうちの一部は指針とか、そういうところで対応する」というご回答が非常に多い。

もう一つ、パブリックコメントで色々と意見をいただいたけれども、県の法務の方での言葉遣いというのがあり、「県の表現方法や、言葉遣いがあるのでそれに従う」という回答が多かった。

　それと、見え消し版の条例骨子（案）の一番最後ですけれども、ちょっと誤植といいますか、23条、個人情報の適切な管理というのは、これ2行目の県というのは生きているんですね。

**事務局**

　はい。

**委員長**

　だから、県、市町村、事業者及び民間支援団体は、当該個人情報を適切に取り扱うものとすると。

　それともう一つ。参考資料の真ん中辺りの基本理念の③のところに、犯罪被害者等が被害を受けた直後から再び平穏な生活を取り戻すためにという文言がまだ残っているので、これについては訂正を。

**事務局**

　訂正をさせていただく。

**委員長**

　これだけたくさんのパブリックコメントに対する回答を全部を付けて出すということは、法律の世界でいうとコンメンタール（※）のようになっている。つまり、パブリックコメントでいろんな意見が寄せられ、それに対して県が答え、それを公表されるということは、県は「条例についてこういう解釈を考えている」ということを示されたということなので、非常に大きな意義があると思っている。

　それと、条例の見直しに期限を切るかどうかだが、県では期限を切らないということだが、具体的には、神戸市がかなり早い段階で条例を作り最近見直しをして改正している。だから、そのような動きは当然どこでも考えられている。

　では、今の事務局からのご説明に対してご意見を伺う。

まず最初に委員から今日配られた「パブリックコメントに記された条例骨子（案）に対する意見に対応する県の考え方に対する再度の意見」について説明をお願いする。

（※コンメンタール･･･条文解釈。法律の条文解釈だけを集めた本文のことをドイツ語でコンメンタールという。（委員長より補足説明あり））

**委員**

　細かいことですけれども、骨子（案）の3枚目の居住の安定の下から2行目「一次的な」は「一時的な」の間違いではないでしょうか。

　それでは、再度の意見の眼目のところだけ申し上げます。まず第4条の県の責務、第9条の相談窓口の設置、第19条の連携体制について。そして関連して第11条の日常生活の支援ということで、四つの条文について横断的に意見を言わせていただく。

　まず、県の責務の第4条について。これは、資料1の8ページ、17をご覧下さい。パブコメに、第1条目的に「県、県民、市町村、事業者及び民間支援団体の責務又は役割を明らかにする。」とあるが、第4条には県の責務の内容が明らかにされていない。「役割分担を踏まえて」とあるが、その”役割”の中身を示す必要がある。また、役割分担ではなく被害者支援に関わる関係機関の連携が効果的な支援につながるように、県がその役割を果たすことができるように記載すべきであるとある。非常に説得的な意見だと思う。

私が本日提出した再意見書の2ページから3ページを見ていただきたい。特に3ページ。今、指摘したパブコメの意見、これは「県が関係機関の連携が効果的になるような役割を果たすべきだと、そういう県の責務の内容を第4条の中にちゃんと書かなきゃいけないんじゃないの」という意見。県に特化条例を作る目的を考えてみたいと思うが、県は国から情報をもらい、市町村に下ろすという、国と市町村との間をつなぐコーディネート役を担当するとともに、被害者の日常生活の支援するための色々な県の機関例えば医療、保健、福祉、教育、住宅、雇用、労働。こういうような機関をコントロールする、それは県に一定のパワーというか、公共団体の持つ公権力があるわけだから、そういう公権力の行使を背景にしていろんな各機関を調整をすると。そういう機能を果すところに期待をしてこの特化条例を作った。

かつて県から9条で、相談窓口も専用も文言を削るという説明があったが、県にそういう専用窓口を作るという意味は、コーディネートや連携、コントロールをするような、そういう部署が必要で、そこには支援に特化した一定の職員の配置が必要だろうということでずっと申し上げてきた。今回のパブコメの意見に対応し、この第4条の書きぶりと考えると、第４条の「役割分担を踏まえて」という文言の次に意見書の3ページの①再意見の①にあるように、「これらの各組織がお互いに有機的に機能するよう支援調整を図るとともに」という文言を入れて、県はどういう役割を果たすべきなのか。ということを明記をして県の責務を明らかにすべきではないかというのが第4条に関する私の意見である。

　第9条について。再意見書の4ページから5ぺージにかけて赤字のところで再意見を書いている。これも今申したように、県の考え方では「専用」という文言を削るという説明だった。なぜ専用を削るのかがよく分かりませんので後でご説明いただきたいと思うが、少なくとも県の担当部署が国と市町村のコーディネート、連携を行い、そして各支援機関、先ほど申し上げた医療とか保健とか福祉等だが、そういう機関について、新しくできる部署、若しくは今既にある総合的な対応窓口を、コントロールや支援の連携にするための核にする。そういうことによって県の第4条の県の役割と責務を記載していただきたい。

　関係して19条について。19条は再意見の7ページ。連携体制の強化ということであれば、県が果たす役割をしっかり明記すべき。そうすると、再意見書の8ページの赤字のとおり、「支援に関係する組織及び機関との間で支援調整を図ることによって････」と表現して県による支援調整により、支援の効果を上げていくんだという書きぶりにすべきだと思う。

犯罪被害者は犯罪に遭遇することにより日常生活を失う。昨日の生活が今日につながらない、今日の生活が明日につながらない、そこで分断されてしまう。第１１条日常生活の支援の条項により日常生活を取り戻すということが、実は本当の条例の眼目であり、被害者支援の最も大事な眼目になる。すると、再意見書のうちの意見書の5ページから6ページについて、この青字の日常生活を取り戻すことということがパブコメに対する私の意見だが、赤字のところのように、「県は日常生活が営むことのできるよう各支援機関との間で支援調整を図ることにより、被害者が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう････」との趣旨を、条例の機能としてはっきりそこに書き、加えていただきたい。また、この第4条の県の責務と、そして第9条の相談窓口の設置、第19条の連携体制、そして第11条の日常生活について、何で県が特化条例をこの際作るのか。という原点に戻り、県の持つ一定の力、パワーを背景にして初めて支援機関が調整を図れるということを明確に認識した上で、この条項を作っていただきたい。我々、民間支援団体はくまでもその中のごく一部であります。民間支援団体ができるのは、せいぜい被害者のための裁判支援。そして、心理的なトラブルに対する対応。やれることは限られている。

日常生活を取り戻すのが被害者支援の一番の眼目であり、「この特化条例を作ることの眼目じゃないのか」というところを、指針ではなく、条例の条文に落とす形で対応していただきたい。

**委員長**

　取りあえず県の考えを。

**事務局**

　委員のご意見は、第4条、県の責務、第9条、相談窓口の設置、情報の提供、それから11条の日常生活の支援、19条の連携体制の整備にまたがっていると思うが、全てに関して犯罪被害者等支援に関する県の役割をはっきりすべきという意見だと受け止めたが、よろしいか。

**委員**

　パブリックコメントの8ページ、17のところをよく読んでみたら、「県の責務って一体何なの、きっちり書かれてないんじゃないの。ただ役割分担してるだけの話。県が中心になって動くということがちゃんと書かれてないよ」ということだろうと思う。この意見は非常に説得的である。

**事務局**

　県の考え方を説明させていただく。犯罪被害者の方から相談があった際には、県、（警察と当課、庁内関係各課）、市町村、民間支援団体、関係機関などがそれぞれ役割、専門性を活かしながら、犯罪被害者等のそれぞれの事案に応じた最良の支援が提供できるように、関係者が互いに密に連携を取り支援を進めていき、犯罪被害者等にとって最良のスムーズで的確な支援を提供したいと考えている。特に当課の役割としては、この条例ができた暁には、関係機関に役割、連携についての認識を促す。関係機関であるということの再認識をしていただき、支援がスムーズに提供できるように協力を促していきたいと考えている。また、例えば、県が同行したほうが機関同士の連携が進むような事例については、関係機関との調整を積極的に行っていきたいと考えている。また、市町村や関係各課、関係機関等が実施する施策内容などについての調整や意見も申し上げていきたいと考えている。事務局としては、そのような内容が各条文の中に入っていると考えている。

**委員長**

では、ここで、他の委員の方から今の問題について質問や意見などがあれば伺うが、いかがか。ポイントは今お話があったとおりで、県の役割を具体的に条例に書いたほうがいいのではないかという意見と、ある程度条例などで、そのほかの件も含めて詳細に記入しない。というのが県の意見ということだが、いかがか。

　今、県から答えをいただいたが、事務局側としては、県と県警さんが話をされているので、県警から補足をいただくことがあればお願いしたい。

**事務局（県警）**

　どの部分ですか。9条の部分ですか。

**委員長**

　今のは、4条、9条、11条、19条と全部まとめて、県の役割をはっきりと書いたほうがいいのではないかというパブリックコメントのご意見に対して。

**事務局（県警）**

　パブリックコメント自体の意見に対しては事務局で詰めているので、知事部局と同じ。窓口の考え方について、9条の「専用の窓口」という考え方についてだが、県警は、犯罪被害者に対する業務は、通常業務であるので、当然行う。ただ、この条例でいうところの「専用の窓口」というと、10条から15条まで加わって専門的に全てということになると思うが、経済的負担や日常生活の中での居住の確保や、労働と雇用の安定等、そこまでは非常に難しいので、現時点では、その意味において専用窓口は持っていないと認識している。もちろん被害者が来られたら相談に乗るし、担当する部署があるので、被害者の要望を伝えて一緒にやっていくが、それを全部というのは。

まず最初に県警や警察に来るとしたら、まず犯人を捕まえてもらいたい。犯人がいなければ、まず危険を解決してもらいたいということが一番の最初。それから、他にも二次被害や報道の問題等色々ある。もちろん対応していくが、最後までとなったら、さすがに知事部局と一緒にやらないと少し厳しい現状だと考えている。

**委員**

　それぞれ居住の安定や雇用の継続等、日常の生活を取り戻すことを最後まで担当しろということを申し上げているわけではなくて、県の責務として、県としてパワーがあるわけだから、関係する部署をコーディネートし、調整してくださいよと。その辺りももちろん声掛けがあるわけだが、県が声掛けするのと、我々民間の団体が声掛けするのとでは意味が違う。そこを認識・意識した上で条例を作ってくださいよということであり、それこそ究極に県の窓口が全部交渉して、どこの県住の何号室が今空いてるから、それまで面倒全部見るとか、そういうことを申し上げているわけじゃなく、コーディネート役をやってくださいということを2回目、3回目の検討委員会から私はずっと申し上げている。

しかし、県から説明のあった「専用窓口の設置自体が誤解を呼ぶから条文から削除する」という県の考え方が理解ができない。正に県条例を作るという意味は県が支援調整を図るという趣旨ではないのか。繰り返しになるが、コーディネート役をちゃんとやるという認識を持ってくださいという趣旨。それ以上のことでもそれ以下のことでもない。

**事務局**

　第19条の連携体制の整備のところに、「県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする」と規定させていただいている。正に委員のおっしゃるとおり、県は総合的な対応窓口として、犯罪被害者等の支援や相談を受けた場合には、それをしっかりと受け止めて対応させていただくし、事務局も、もちろん全てを把握できているわけではないので、関係機関それぞれの分野の関係機関に的確につなぐといったようなことをさせていただきたい。そして、それをつなぐだけではなくて、その相談内容についてはしっかりと責任を持ちたいと考えているので、ご理解をいただきたい。

**委員**

　「県の責務の中できちっとコーディネートの役割を」という委員のご意見に賛成です。個々の、例えば、経済的負担の軽減で損害賠償請求の支援とか貸付金、立替支援金というところは指針で検討したいという意見をいただいており、20条の第2項の（2）の具体的施策だからということかなと思って見ていたが、県の責務として「被害者支援にどう取り組んでいくんだ、県は」というところは、こういった具体的施策の部分ではない。基本的な部分だと思うので、条例の中でしっかり盛り込んでいただきたいと思っている。

それから、県警からも後から話をいただいていたが、やはり被害者の方の支援は本当に幅広くて、ある日突然断たれてしまった日常生活を一日でも早く取り戻す、そういう支援は自治体でなければできないので、そういうところも考えていただき、具体的に盛り込んでいただければと思う。

**委員長**

　この問題についてどう扱わせていただいたらいいか、今日が検討委員会の最終回ですので、今の委員からの意見については、県からの回答によると、それはもう真摯に受け止めるということなので、検討のうえ、県で条例案を最終的に提出していただくという段取りでよろしいか。

**委員**

　再意見書に条文の書きぶりを書いてあります。取り上げていただけるならこういう書きぶりにしていただきたい。

**委員長**

　分かりました。あと、私から補足で、今現在、全国で都道府県も市町村も条例を作るところが非常に増えている。都道府県に関しては一時期ちょっと停滞気味だったが、この2年ぐらいで10近くの都道府県が特化条例を制定している。それで、高知県が条例を作られたらちょうど20番目ぐらいになるという状況。さらに、その下の市町村の条例というのはこれまた重要であって、実際に被害者のケアをされるということについては市町村の役割が大きいので、市町村でも今、条例の特化条例の制定が進んでいる。例えば、岐阜県の例でいうと、岐阜県は去年か何かでかなり進んで今8割ぐらいの市町村が条例を置いている。さらに、大阪の例でいうと、大阪府が作って、次、大阪市が作る。大阪府は市町村にそれほど条例がないが、大阪市が作ったら、今後、市町村の条例は増えていくだろう。そういう点では、この高知県の条例というのは第一歩なんですね。その次に、高知の市町村で条例が作られ、本当に完全な支援体制が構築される。そしてその間、県から市町村に行くと、実際運用した際、不都合なところがあれば当然見直していくことになるので、まず、これを起点にこれからどういうふうに育てていくのかということが非常に大きな課題だということを申し上げておきたい。

　次に移るが、まだ時間があるので、センターから意見があるようでしたらどうぞ。

**委員**

もう一点ご意見を申し上げたいと思う。再意見書の5ページの経済的負担の軽減と１２ページ、１３ページの損害賠償のところ。パブコメの17ページの42を見ていただきたい。非常に説得的なご意見が出ている。中程に、「損害賠償請求につき債務名義を取得した場合には、公共団体が立替払いをし、求償を犯罪加害者に行うことは、被害者救済の観点のみならず、回収能力の差異を考えてみても、経済的合理性があるものだといえます。立替金支援制度は、地域社会に織り込まれるべきコストであると考えます。」とある。骨子案基本理念の第3条の４に「安心して暮らすことのできる地域社会を作っていくんだ」ということを入れた。経済的支援はこうした地域社会のコストだというものの考え方ですね。事件が起こり被害者が生まれる。我々は地域社会のいろいろコストを賄うために、税金を払い負担をして、そして自治体の方に経済的支援というコストの支出をお願いする。経済的支援が、生活貸付であっても損害賠償に対する支援であっても、被害者が、引っ越し費用5万円あれば明日からの生活のめどがたっていくわけですよ。そういう制度自体を、しっかりと、和歌山にしても生活の貸付けを明記しておりますし、三重の条例にしても60万という金額まで条例の中に書き上げているんです。今、委員長から20番目と言われたが、ちょうど今、東京都が、検討委員会の第1回目が終わり、間もなく第2回目が始まろうとしている。来年4月から施行ということです。東京や高知は最新の条例。この31年の7月には長崎ができています。和歌山、三重は4月いうことですので、ぜひこの後でできる高知県条例では、それより後ろ向きで先祖返りしたような形ではなく、パブコメにあるように、経済的支援は地域社会に織り込むべきコストだという考え方で、被害者に対する経済的支援については、損害賠償請求が功を奏しない現実のなかで、それに対して何らかの県として支援するという姿勢を条例の中で表していただきたいということを意見として申し上げたいと思う。

**事務局**

支援に対する思いは、十分に分かっているつもり。前回も説明させていただいたが、予算を伴うものについてはその施策の具体的な内容を設計して、その必要性について定義、例えばそのときのニーズ、実績とか、そのとき時点での今後の見込みといったようなことを整理し議会に諮っていくことが必要になる。それが予算審議に関する議会の在り方であると考えているので、このことを条例に盛り込むということではなく、現在のこの条例を根拠に、推進会議において指針を策定し、その時の状況や実績、必要性等を鑑みて施策を検討し、その施策を議会に諮って実施したいと考えている。推進会議において指針などを策定して指針等に盛り込んだ施策を実施したいと考えている。細かいところは条例には書き込まず、そのときの状況に応じて指針等で検討していくということを県として考えているのでご理解いただきたい。

**委員**

　再意見書の5ページの10条の青字３行目から段落の後のところをご覧いただきたい。

かつて財政処置がなかなか難しいという県の説明だったが、私は逆に条例に見舞金制度、和歌山のように生活貸付制度ということを明記したほうが将来指針で金額等検討するに際して財政当局を説得しやすいということになるのではないかと、こういう意見を持っているが、その点はどうか。

**事務局**

　例えば、この三重県条例、60万円、死亡例の見舞金支給ということを明記されているが、例えば60万円というのがどうなのかと。そのとき、これ金額も条例規定された場面ですが、高知県条例に書き込まなくても、そのときの状況に応じて金額や支給の対象、支給金の内容も全てそのときに応じた内容を必要に応じて指針の中で検討していくことができる。条例というのは普遍的なものであると考えているので、逆にこういうふうに条例に書き込むということについてはどうなのかなと思う。

**事務局**

　経済的負担に関しては、新たなものは、まずは庁内での議論が必要になってくる。その上でその制度が新しく創設することが決まったら条例に書き込むことも可能だが、今のこの段階でそういったことをこちらの事務局で決めて、一方的に条例化するというのは庁内的にも困難。

**委員**

　同じことの繰り返しになるが、骨子案だと「情報の提供と助言」ですよね。「その他必要な施策を講ずるものとする」。どんな施策なんですかということが見えてこない。和歌山の生活資金の貸付けとか。賠償請求について援助するとか、何かちょっと例示的なものがあれば将来的にも財政当局を説得しやすいと私は思うんです。

**事務局**

　その辺りについては本当に指針を検討する上で、どういった施策があったほうが望ましいのか、また意見をお伺いしていくように考えている。

**委員長**

　そういう点で、高知県の条例の一つの特徴っていうのは、21条の支援推進会議のところ。これがどのように機能するのかということが非常に重要だろう。ともかくこういう会議が設置されるということが特徴なんだろうと。そこで、結局今のような議論が活発に行われれば、このパブリックコメントで出されたような意見に対する一定程度の回答になるんだろうと思っている。

当然、センター側としては、長年、犯罪被害者支援もされているようですし、情報もたくさん持っておられるし、また、その考えという点でもずっとそれは考えてこられたわけなので、色々なご意見があろうと思うが、他の委員の先生方、今の議論を聞かれて何か感想や意見があれば、あるいは質問でも結構ですけれども。いかがか。

**委員**

　委員の意見をお聞きして、ごもっともだと思うんですけれども、条例に細かく規定すべき必要があるのは、どちらかというと、県民の権利も制限するような、罰金など負担金、こういったものについては金額を明記し、その辺の条件をしっかりと細かく条例に明記しておくということが必要ではないかと思うが、ある意味、給付的な内容ですよね。これは必ずしも条例に規定しなくても指針等で検討できるのであれば、そちらに任すということも、ある意味では大事な気がいたします。

**委員**

　同じ県の立場なので、県のことが言いにくいが、委員さんが言われてた県の責務について。コーディネート機能と調整機能については、すごく県の中にいても感じる。市町村が、これから犯罪被害者支援を行っていくときに、「県はこういった方向でやっていくんだ」っていう強い意志が出ていくのは本当に大事なことだと思うが、自分が関係する精神保健福祉の部分に関しても、市町村が頑張ってやるのに県は一体何をしてくれるんですか。県は一体どういう方向でいくんですかと、何か信用しにくいというところがあり、また、条例を見ると、どちらにもとれるようなところが一杯ある。本当に指針としてどこまで作っていくのかということが、実際に県はこれからどういうふうにやっていくのかということがすごく大事なところだと思った。

条例は余り詳しくないので、このように、何かどちらにもとれるのは仕方ないところはあるのかなとは思ったが、県として他の仕事をしている中で感じるのは、県としてどういうふうな思いでやっていくのかということは持っていたいので、条例に載らなくてもぜひ指針等の中でしっかりと出していかなければいけないと思った。

**委員**

　パブコメのまとめの14ページを見ていただきたいが、第10条の経済的負担の軽減についての、36から46のところで、かなりたくさんの意見が寄せられている。その中身も大事なことが書かれていて、37では、真ん中のところで「私自身、犯罪被害に遭い、精神的ショックを受け、従前の勤務に耐えられなくなったことにより収入が減少し、生活の維持に支障を来しているという被害者の相談を受けたことがあります」等。39の下のところで、「犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、弁護士の助言の確保等、必要な施策を講ずるよう努めるものとするべき」等。

それから41に、「現実には、犯罪の被害に遭い損害が被害者に生じても、加害者が服役したり、そもそも資力を有しておらず被害弁償が何も受けられない事態が横行している」という、こういった規定を設けるべき必要性が、県民の方からたくさんの意見が寄せられている。

この場にいさせてもらえる委員の皆さんが、指針でしっかりとこのパブコメのご意見が尊重され、共有され、被害者にとってより良い指針が作られていくんだという自信や安心感を持って臨むことができれば、「じゃあ、そこは指針でお願いします」といえるのかもしれないが、この推進会議についても例えば、パブリックコメントの25ページの21条のところ。25ページ67から、67、68、69、70とかで、被害者等を委員に選任されるようにしてほしいというご意見が出ているが、今のところの県の考えとしては、「それは今後の検討であり、声を聞く機会を設けたいと考えている」ということだった。本当に被害によって大変な目に遭っておられる被害者等の声がちゃんと、賛同が得られていくのかというところも明記もされないということですし。

　それから27ページの附則についての78、76からの意見だが、「見直し規定を5年ごとに見直しを」ということを入れてもらいたいというご意見が複数出ているが、これについても「必要に応じて改正ということにします」というご回答で、この必要に応じての必要は、誰が判断するんですか。県が判断するのでしょうから、被害者等の方で、県条例はできたが、例えば、「大分県で被害に遭っていれば補償されるものが、高知県で被害に遭ってしまったから補償されない。だから、やっぱり条例でちゃんと書いてほしいんだ」と、改正を求めたい思いがあっても、5年ごとであれば、その必要性の判断はなく、条例の見直しは行われると思うが、被害者等の方が条例の改正を求めたいというときに、都度都度請願をするのか等、そのようなことを考えると、例示的に何らか条例の方に書いていただかないと指針の検討のときにも、うやむやになってしまうんじゃないのかと心配をしてしまう。

**委員**

　犯罪被害者等の支援ということで、実際に将来的にそういった方々を支援していくということは、多分過去の議事録も見せていただきましたけど、皆さん行き着くところの目的というのはやっぱり一緒だと思う。それを条例に書き込むか指針に落とすかというところだと思うが、そういった中で支援推進会議のやり方や在り方も非常に大事だが、実際には、指針でどういうことをうたい、書き込み、この条例が実際に実効性がどうやって担保されるかっていうことが、自分として一番大事なのかなと思う。そういった点で、できれば本当はこの条例案の検討を受けて、指針でこういうことを盛り込んでいきたいとか、検討していきたいという簡単な概要のペーパーがあれば、一番良かったのかなと。そうすれば、皆さんもこの条例が、どのような書きぶりになっても、実効性が担保されるんだということが、腹に落ちたという形で理解できたのではないかなということを感じた。

**委員**

　附則の24条の5年ごとの見直しとご意見が書かれてあり、それに対して、必要に応じて改正すると回答している箇所について、私が担当している精神保健福祉に関して、精神衛生法が昭和25年に制定され、昭和63年の精神保健法までずっと大きな改正がされず、その間、精神障害者に対する人権侵害や、社会復帰が全然進まないという現状があったにもかかわらず、大きな改正がされなかった。そのような中、入院中の精神障害者が死亡するという事件が発生し、世界中からの批判を受け、精神保健法に改正したという経緯があり、それも5年ごとに見直すときちんとうたわれた。その背景が、やはり放っておくと、「改正する改正する」と言っても、改正しないままほっとかれ、なかなか進展しないというところがあり、自分が学生とかに教えるときも、この5年ごとの見直しがすごく大事なことになっており、それを行うことにより、必ず見直さなければいけないという縛りがかかるというような。

今は前向きに皆さん見ているかもしれないが、必要に応じて改正するということが、そのまま進み、改正しなくてもいいでしょうとなりかねないことが、少し心配かなと思った。

**事務局**

　パブリックコメントの回答に書かさせていただいているとおり、この条例は必要に応じて改正するものにします。これが今の県の回答になる。それが実際なかなか機能しないというようなご意見だったと思うが、こちらに書いてあることは、お約束する。常に社会の情勢に目を配り、推進会議の場でも進捗管理をしていくわけなので、ご意見等も伺いながら、条例改正の時期だというところはしっかりと判断をして対応するということをお約束する。

**委員**

　枝葉末節のところになってしまうかもしれないが、第21条の推進会議のところで、第10号のところ。「会長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する」という文言があるが、その上の8号や9号にある委員長は、会長とは何か違う職務をするものなのか。

**事務局**

　申し訳ありません。書き間違いです。

**廣瀬委員**

　書き間違いですね。そこがよく分からなかったので。枝葉末節なことで、すいません。

**委員長**

　これは、確かにそのとおり。会長っていうのはおかしい。会議ですので議長。いや、委員であるなら委員長。

**事務局**

　そういったことも含め、文言の最終調整を法務部局で再度行い、細かいところを文言修正し、きちんとした条例を作っていきたいと思う。また、何かお気付きの点があれば、お知らせいただきたい。

**委員長**

　先ほどの委員のご指摘の中で、指針の検討内容も含め、非常に重要だと思うが、ここで今こういう議論をしたことが、全部、議事録に残りますから、当然こういうところで、議論があったことについては、検討内容にしよう、という効果はあると思うが、確かにおっしゃるとおり、本来は、主要なものについては、事前に整理して見たほうが良かったとは思う。

**委員**

　今のお話に関連するが、委員は、「そんなことを言ったって、実際に実行されるのか」というところを心配されてると思う。国のほうも、法律を作るときに、衆議院・参議院の附帯決議をやるじゃないですか。この委員会でも附帯決議じゃないが、例えば、経済的負担の軽減については、具体的に進めてもらいたいということを、委員会の中で一致した意見になったということを議事録に残してもらうという形を採る方法もあるのではないかなと。少し仲裁的な案だが。

**委員長**

　おっしゃるとおりで。今の議論を聞き、理解はほぼ共通している。つまり、県のほうとしてもコーディネーター役はやったと回答されていると。ただ、それが表に出るのかどうかというところで食い違ってるというだけなので、それをきっちりと議事録に残せば、この会議では一応そういう共通理解はあったということが享受できるのかなと思った。

**委員**

　改正の段階で議事録はありませんということにならないよう、しかるべき期間は保存をしっかりしていただきたい。

今の推進会議の話だが、パブコメで、被害者等を加えてほしいという意見が幾つも出ているが、それに対して、県の考え方は，犯罪被害者等の声を聞く機会を設けますという回答である。県の考え方は，国会で大はやりのごはん論法だ。「朝ごはん食べてきましたか」「食べてきません。ごはんじゃないよ。パンだよ」ってね。被害者等を加えていただきたいという意見に対して、いや聞く機会を与えますという答えである。聞く機会を与えてくださいというパブコメじゃない。将来的に犯罪被害者等を委員に加えることを議事録に残していただきたい。議事録はしかるべき期間残していただきたい。

**委員長**

　他にいかがでしょうか。もう最終回ですので、これだけは言っておきたいということがありましたら。

**委員**

　18条の民間支援団体に対する支援について。宮城の条例にもあるような活動場所の提供を定めて頂きたい。センターが現在存亡の危機にあるところの原因が活動場所である。一昨年までは、県から無償で活動場所の提供をしていただいたが、ある日突然出ていってくださいということで、活動場所を奪われた実態がある。そして現在、民間の賃料、月額で25万ぐらいを負担している。大変な負担をしながら活動場所でやっと活動しているというのが現状である。骨子案の民間支援団体に対する支援で、「情報の提供・助言、その他必要な施策を講ずるものとする。」とあるが、これも指針に落として指針でどうするかということはあるかも分からないが、民間支援団体の立場としては、「県は犯罪被害者の支援における民間支援団体の役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、賃料の補助を含む活動場所を提供するなど、その他必要な施策を講じるように努める。」として頂きたい。努力義務で結構なので、何らかの活動場所を提供する、ということを、18条の書きぶりの中にぜひ加えていただきたい。それも、指針でやるということであれば、そういう方向で指針で検討します。ということを議事録にせめて残す。このことについて、県の考え方をしっかりと聞きたい。

**事務局**

民間支援団体に対する支援については、いただいたご意見に対する考え方というところで資料1にお示ししている。資料は21ページ。県の考え方としましては、民間支援団体全てに対してこの条文を書いているという考え方であり、全ての民間支援団体に対してこの条文に基づいて必要な施策を今後講じいくというところである。必要な施策については、今後、内容等を精査して検討していくという、その文章のとおりの意味。

**委員**

　活動場所の提供も含めてということでよろしいですか。活動場所の提供。

**事務局**

　活動場所の提供ということも必要な施策ということで。

**委員**

　入っているという、そういうことでよろしいですね。

**事務局**

　検討していく。

**委員長**

　さらに申し上げておけば、本当に、被害に遭う、犯罪被害というのはいつどこで起きるか分からない。今年の上半期の、東京や川崎、そして一番近いところで京都アニメーションの放火事件などがある。あの被害は35名の方が亡くなられ、35名の方が治療中である。これから、被害に遭われた方の治療がずっと続いていくわけで、その支援も要る。亡くなられた方については遺族の方の支援も要る。それが京都府という一地方自治体で70人を見ている。さらに他府県に居住している方もおられる。この事件で転居を余儀なくされている方もおられる。ただ、そういうときに、本当に連携し、自治体やセンターが中心になり、そこから広げていき、みんなで支えていくというころが非常に重要だということが、あのような事件を見ればよく分かる。そういう点では、高知県で条例案ができるのは、先ほどから申し上げているとおり四国で初めてのものであり、第一歩としては非常に意義のあるものだと思う。

**委員**

京都の事件等々あるが、大きな犯罪事件が起きると、本当に被害者等がすごく広がり、そこで見聞きした方等も含まれる。条例の中でも余り十分に入ってないかと思うが、被害者の方々を支援する方々の経済的な負担だけでなく、精神的な負担に対して、条例の中になかなか落とし込めないのであれば、指針等の中で十分落とし込んでいっていただきたいと思う。カナダや英国の方では支援している。

精神保健福祉センターの職員等や被害者の方、住民の方々などが広い意味で本当に被害者等になると思う。その方々への精神的な負担をどうやって取っていくのかがすごく重要な問題だと思うので、そういったところも高知県で十分やっていくということをどこかで出していただければと思う。

**事務局**

条例案の第12条の心身に受けた影響からの回復。こちらの条項に基づいて適切な施策を行っていきたいと考えている。

**委員**

　ぜひ支援者への施策を。

**事務局**

　そうですね。これは全部、犯罪被害者等の支援施策になっているので、適切な施策を講じていきたいと思っている。

**委員**

　今、委員がおっしゃったのは二次受傷のことなんですよ。

　だから、前回、委員のほうから、二次受傷について、条例の中に規定すべきではないですかというご意見が出されて、議事録にもしっかり残っている。パブコメ86番にもその意見が出ている。ところが、県の考え方は、「この条例は犯罪被害者等の支援に特化しており、二次受傷については規定しません。」である。特化した条例だから、むしろ、支援者が二次受傷ストレスを受けることについて書くべきではないかというパブコメの意見であり、第3回の委員のご意見である。その点をなぜ書けないということか。

**事務局**

　こちらに書いているとおり、今回検討して整理した結果、こちらの今回の条例は犯罪被害者等の支援条例であり、ある程度被害者に対する支援ということに限定した条例にしたいというところで整理をしている。ただ、二次受傷に関しては、こちらも全く関係ないわけではないので、今後検討を進めていく余地はあると思う。

**委員**

　滋賀の条例ではしっかり書かれていましたけど。滋賀県。昨年できた条例ですよ。

**委員長**

　12条の規定では、犯罪被害者等となっているので、今の委員からのご提案は第2トラウマと言われるものなんですね。つまり、被害者を支援してる人が、余りにも悲惨な事件なので、支援している方が受傷するという、そういうパターンである。

そのようであれば、「犯罪被害者等が」という箇所を広げるというのは一つのアイデアなんだろうと思う。またそれはご検討いただくということで、今回実現しなくても継続的にこのような問題が出てくるのは確かだと思う。私が心配してるのは京都アニメーションの事件ですね。あれは、全身やけどで重体になっている方もいるし、その方の支援は物すごく大変である。長期にわたってやっていくと支援している人のほうが参ってしまうというケースは出てくると思う。

**事務局**

　いただいた意見に対してコメントできるもの、できないものと整理しているが、これが結論ではなく、今後状況等変われば、もちろんこの情報を基にいろいろな検討をしていきたいと思っているのでよろしくお願いしたい。

**委員**

　資料2の条例案については、文言の修正をされると思うが、7条の2ページについて。市町村の役割の2項の1行目。「市町村は、地域の状況」とあるが、これは多分「実情」とされるのではないかと思う。また字句の修正のときにご検討いただけたらと思う。

　それからパブリックコメントのまとめの資料の、21ページ、第18条「民間支援団体に対する支援について」というところの、58の意見を見ていただきたい。高知県では民間支援団体が被害者支援センターをワンストップ拠点とする相談体制をとっており、被害者がたらい回しにされ、支援者が変わる都度、何度も同じ話をすることは、被害を追体験しているのと同じである。そういうことがないように、センターの支援員が相談内容を聞き取り、弁護士はセンターに行き、支援員と共に相談を聞く。相談を聞いた弁護士の対応が、相談だけで終わったら、次の受任の弁護士がもう一回聞かないといけなくなるので、相談を受けた弁護士は可能な限り受任するということでワンストップ体制になっている。

意見の60番には、こうち被害者支援センターは存亡の危機にあるとあり、もしもセンターという拠点がなくなると、弁護士は、被害者に個々の弁護士事務所へ来てもらわないといけなくなる。

また、被害者にとっては、移動することも負担になるので、このセンターという、ワンストップの支援の拠点がなくなると失われてしまうという危機感を感じているので、先ほどその拠点の確保も含め、施策の中で検討されるということでしたが、ぜひそこは実行していただきたいと思っている。

加えて9条だが、パブリックコメントのまとめの方では13ページ。県の回答をご覧いただくと、「専用の」という言葉は削除しますということが書かれており、相談支援の在り方についても読ませてもらったが、「専用の」をどうして削られるのか分からないと正直思ったというのと、県にやはり、専用の相談窓口がないと、じゃあ被害に遭った方への個別のお部屋もなく、色々な方が通行されるような場所で、「実は私は被害に遭った」と相談をしなければならないのかということを心配する。

これに加えて専門性のある民間支援団体の拠点も無くなっていくとなると、条例はできたのに被害者支援の実効性がないことになってしまわないだろうかと心配もしているので、ここの「専用の」というところは削除ではなく、やっぱり自治体の中にも専用の相談窓口は置いていただきたいと思う。

**事務局**

　「専用の」を規定するしないということに関しては、かなりいろんなご意見をいただいたところで、繰り返しになるが、県も県民生活・男女共同参画課を、国の第三次犯罪被害者等基本計画書に位置付けられた総合的対応窓口として位置付けている。市町村の担当課も同様に位置付けられている。それと高知県警察、こうち被害者支援センターなどがそれぞれの役割を果たしながら、連携して犯罪被害者等の支援を進めていきたい。連携して、より的確な支援がスムーズに行われることが一番より良い支援だと考えているので、あえてその「専門の」を規定せず、連携していくという体制をとりたいという考え。県が窓口であることには変わりはない。

**委員**

　再意見書の5ページをご覧いただきたい。県の考え方の、「専用の」結論と説明について。今説明いただいたが、「専用の」を削ることによって、役割分担をしながら連携することが明確になるというご説明もあったかと思うが、むしろ「専用の」を入れることにより、県の一つのパワーを背景とする各機関の調整機能が、県の役割の最大の機能だという認識につながるので、「専用の」を入れることにより、調整機能を持たせることがむしろ明確になるのではないかということが私の意見である。

そして、先ほどの説明にあった、第3次基本計画の流れの中にある総合的対応窓口は、既に県にあるということなので、それを活用して支援調整を図るという書きぶりでもいいのではないかと思う。

そして、被害者支援に特化した職員の配置と専用の相談室の設置について、パブコメについて意見を求めているが、県の考え方がはっきりしない。職員の配置をするのかしないのか、相談室の設置をするのかしないのか。そこら辺の県の考え方をお示しいただきたい。

**事務局**

はい、先ほども申し上げたとおり、当課は総合的対応窓口という位置付けと考えており、相談を受けたら関係機関に適切につなぐという考え方。

被害者支援に特化した職員の配置ということだが、当課には被害者支援の担当職員もいるし、相談窓口でもある。こちらに書かれたご意見等を満たしていると考えている。

**事務局**

　性暴力被害者サポートセンターこうちについては、既に県から支援をして、被害に遭われた方について専門的な相談ができる体制を作らさせていただいているので、専用の相談窓口として受け付けていただける。

それと、警察も、警察で犯罪に遭われた方等の相談を受け、また、県が設置している窓口も複数あるので、「専用の」と書かなくても、それぞれに既に設置されている窓口において役割を果たしながら、連携をして支援をしていければと考えている。

　連携をしながら支援をしていくということについては、19条の推進体制の制度のところで県として十分に犯罪被害者の方の支援が行えるように、体制を整備していくように考えている。

**委員**

　現に今、相談の窓口が幾つかあるようなお話だったが、具体的にいうと、どのような相談窓口があるのか。

**事務局**

　まず、県民生活・男女共同参画課のほうに総合的対応窓口がある。それから、女性の関係でいうと、女性相談支援センターがあり、交通事故相談所や児童相談所がある。それぞれに専門的な窓口はある。それと併せて、性暴力被害者センターについては、ワンストップ支援ができるようにこうち被害者支援センターに支援をさせていただいている。

**委員**

　この特化条例の9条に「相談窓口を設置し」とあるが、その設置される相談窓口というのは、今現在ご説明いただいている相談窓口とは別に作るという意味ですね。

**事務局**

　そういうふうには考えていない。新たに窓口を設置するとは考えておらず、むしろ、今の設置されている窓口の機能を強化していくということを考えている。

**委員**

　そこがどうしてもかみ合わない。我々は支援を一元化して調整するような部署を作ってくださいということが、この特化条例でお願いしていることだ。

　だから、「相談窓口を設置し」という意味に、そのようなコントロールタワーを作ってください。という願いが込められているが、そういうものは作りませんと。今ある既存の複数のものを活かしながらやりますということになると、これはちょっと認識のずれが非常に大きいと思う。

　他の委員の先生方の意見も聞いていただきたい。いかがか。

**事務局**

　第9条については、あくまでも相談窓口。被害を受けられた方の相談窓口について書かれているものであり、その後どういった支援の体制を行っていくのかということについては、19条で連携をとりながら支援を行えるような体制を作っていきますと明記しており、そこで、県の調整機能が当然に発揮されていくと考えている。

**委員長**

　今のお話で、調整機能と、窓口を作るということがセットになっているが、順番に考えていくと、条例で「相談窓口を設置し」と書いてあるということは、「新たに作る」と普通は読めるものだと思う。ただ、それが従来あるものを統合して作るか、全く新規に作るかは別として、やはり犯罪被害者の相談窓口ができるということですよね。

**事務局**

　その辺りについて、こちらもパブリックコメントをいただき、ここに書いているとおりに「相談窓口を設置し」と書いてしまうと、「新たに県が設置する」ととらわれてしまうのではないかということを懸念し、「相談窓口を設置し」を削除することも検討していたが、少しそこはまた調整をさせていただければと思う。

**委員長**

　だから、まず、そこを相談していただき、その次に、委員が言われている調整機能をその窓口が果たすかどうかということが、次の問題として出てくる。その次のところを条例に書き込むのが無理だとしたら、先ほどから申し上げている、推進会議のほうで議論して、そういう機能を今後果たすようにしていき、あるいは、さらに見直しで変えていくことだろうと思うが、委員、いかがか。

**委員**

　繰り返しになるが、9条と、19条をわざわざ設けたのは、相談を受けるという機能を果たすとともに、県が公権力を持って一定のパワーを持っているところが調整を図る。国から受け取るのは県。市町村との調整を図るのは県。そこのコーディネーター役を図るところに県の責務、4条がある。

被害者が日常生活を取り戻すための医療・保健・福祉。これは正に、自治体が主体でなければ機能しない。我々民間支援団体が、ばらばらにお願いするわけにはいけない。だから、県が一つの部署に一定の職員を配置して、職員が替わっても継承されることを担保する。こういう仕事が継承されていくという担保の法的な根拠としてこの特化条例ができるわけである。

曖昧に幾つも相談の部署があるということになると、何のためにこの特化条例を作るのかよく分からなくなる。

一番の眼目は、「相談窓口の設置」という言葉の中に何を込めるかということであり、私としては、むしろ、コントロールタワー的な機能を持たせる部署を新たに設置するという意味の、「相談窓口の設置」にしていただきたい。

相談はそれぞれ警察にもあり、センターにもあり、各部署にそれぞれある。交通事故相談もある。そういうことではなく、被害者の特化条例はここに行けば一定、連携を取り、やり取りする機能を果たす部署を9条で作ってくださいという意味である。だからそういう形でお願いしたい。

**委員**

　私も基本的な考えは今の委員の考えと同じです。やはり相談窓口というのはワンストップ機能というのがすごく大事ではないかと。何事もそうだが、今何事も相談は、総合相談窓口化していく方向にあると思っており、この犯罪被害者の相談についても、総合的な対応ということが必要だと思っている。だから、新たに設置するのがなかなか難しいというのであれば、今持っている相談窓口の機能を総合相談窓口という形で変えていくという形でもいいのではないかと思うので、せめて総合相談窓口という形にしたらどうか。

**委員**

　両委員と同じ意見で、高知県の移住も移住促進センターというワンストップ窓口があるように、犯罪被害者等の方が相談したいと思ったとき、ここへ行けば自分の悩みが相談できるというところがあったら一番いいと思う。それが県民生活・男女共同参画課かどうかは分からないが、要は、そこでいろいろコーディネートして、相談を受けて、関係部署と一緒になって相談に乗っていくという形が一番理想的じゃないかと思うが。

**委員**

　私のところも相談窓口の一つになるんだろうと思うが、特に、メンタルヘルスの問題と心理的な問題点について出てきたとき、様々な相談窓口から相談がきますので、それをどのようにお返ししたらいいのか、どのように考えていったらいいのか、なかなか分からなくて困るところがある。弁護士さんや女性相談支援センター等から、様々なところから相談が入ってくるが、全体をどこがまとめていくのか、自分たちもすごく苦労するところがある。対応しているが、全体を見ているところは一体どこなのか、時々すごく困ることがある。そこはまた考えないといけないところかと思う。

**事務局**

ご意見いただいたことに対して、少し答えさせていただきたい。先ほども申し上げたとおり、県民生活・男女共同参画課は、第3次犯罪被害者等基本計画上に位置付けられた「総合的対応窓口」と警察庁に届けており、警察庁のホームページには、高知県の総合的対応窓口は県民生活・男女共同参画課と周知されているので、条例制定を機に、このことを周知していくとともに、犯罪被害者の支援の関係機関それぞれに、「あなたたちは犯罪被害者の支援機関ですよ」ということをもう一度周知し、認知していただき、それぞれの役割をもう一度明確にしていきたいと考えている。そういったところでお互いに連携し、支援をしていくことを進めていきたいと考えている。

**委員長**

　なかなか私にはまとめ切れない。結局、そこには少し差があるのかなという気がした。今、4名の委員の方からのご発言と今の県の答えの間ではちょっと間がある。またご検討いただく。

**事務局**

コーディネート役というか、関係者の調整を責任を持って受け、つないでいくという総合的対応窓口の役割を果たしていきたい。それが委員さんの言われる「ワンストップ」ということで、県全体での「ワンストップ」ということになるのかなと考えている。

**委員長**

　大分、時間が過ぎておりますので、それでは次の議題3に移らせていただきます。これからの指針策定に向けた体制・スケジュール（案）について事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局からの説明）

**委員長**

　今の説明について質問、意見はないか。

　それでは、これで最終回とさせていただくが、あとは最終検討を事務局でしていただいて、最終条例案を議会に出し、議会で議論いただき、最終的に条例案。こういう段取りでよろしいか。

**委員**

　我々委員には、最終案を資料として、若しくは具体的にご説明いただける、そういう機会はあるのか。官報か何かで、若しくは議会を傍聴することぐらいでしか知ることができないのか。この辺りは、今のスケジュールが明確ではないので、教えていただきたい。

**事務局**

　議会の前に、最終庁内で調整した案を委員の皆様に事前にお知らせするということにさせていただきたいと思う。

**委員**

　議会前までに。

**事務局**

　それまでに調整させていただきたい。

**委員**

　簡潔ですよね。県の考え方。

**委員長**

　そうですね、あとは、議会で議員の方からどんなご意見が出てくるかということに委ねる。

**委員**

　議員修正もあるという前提ですね。

**委員長**

　ですね。

**委員**

　じゃあそこら辺で。

**委員**

　支援推進会議は、今回のように、パブコメを求めその後で支援推進会議を開くというようなことはない。全体4回。そうなったらスケジュールが変わりますね。

**委員長**

　今の意見は、提示された議題3で、第1回の支援推進会議が6月で、2回が8月、そして10月に3回と来て、パブリックコメントがあるから、今回と同じやり方をするのであれば、パブリックコメントの後に第4回目があるのではないかという意見。またそれはご検討いただく。

**委員**

　何故かというと、条例の実効性を担保するのは指針がすごい大事であり、自分も発言したので、すごく重要と思った。

**委員長**

　よろしいでしょうか、本当に活発なご議論があった。

**委員**

　第9条が生煮えのまま残っている。

第9条の2行目の「専用の相談窓口を設置し････」と、これがこのまま生きるとすれば、新たな相談窓口が設置されるというように、機能は別にして、条文上は、そのように受け止められる。今の事務局のお話だと、総合的な対応窓口というのは既に県にあるということなので、「専用の相談窓口を設置し････」の部分を「県の総合的な対応窓口を活用し、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関する組織、及び各分野の支援機関との間で支援調整を図ることによって犯罪被害者等が直面している各般の諸問題について相談に応じ････」というような条文案を提案しておきたい。

　総合的対応窓口を活用して、県は支援調整を図る。そういうことによって犯罪被害者等が直面している各般の問題について対応していくんだと、そういう書きぶりにしていただきたいということを意見として申し上げておく。

**委員長**

　それでは、時間がなくなりましたので。本当に活発なご意見を下さり、ありがとうございました。

　これで検討委員会を終わりたいと思います。マイクを事務局にお返しします。

**事務局**

　本日の資料1、高知県犯罪被害者等支援条例の案へのご意見に関する県の考え方は、後日、県のホームページに掲載させていただく。

　今回をもって高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会は終了となります。委員の皆様には高知県の犯罪被害者等支援条例の検討に多大なご協力を賜り、川本委員長、委員の皆様、誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

　今後も当県における条例制定、指針策定に向け、犯罪被害者等支援施策の充実を目指していきたい。

　以上で高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会を閉会する。

　皆様ありがとうございました。